

○低入札価格調査に伴う工事等成績評定点減点の運用

平成31年4月1日開札案件より適用

2. 委託業務

(1) 調査資料提出の扱い

区分	契約前の資料	業務完了後の資料	
		完了届時	完了検査時
通知後2日以内に全資料提出がない	資料不提出(不誠実)により指名停止等		
完了届提出時までに資料提出がない		口頭注意-5点	文書注意-10点
完了検査時までに資料提出がない			資料不提出: 指名停止等
資料不備(該当項目の記載なし、記載誤り等)		口頭注意-5点 (あるいは文書注意-10点)	

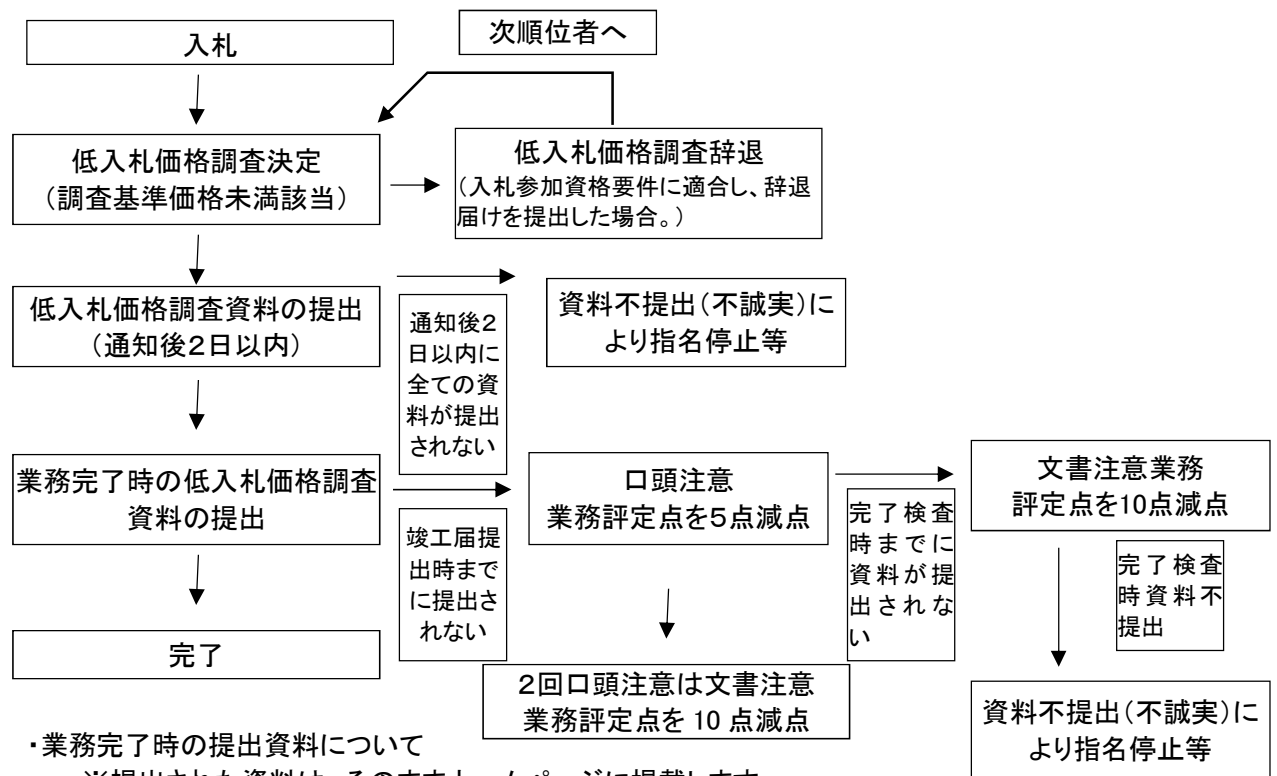
(2) 理由のない再委託費の減額、再委託予定人員の減員

事実が明らかになった場合	口頭注意-5点(あるいは文書注意-10点)
--------------	-----------------------

※口頭注意とは、発注事務所に該当者を呼び、担当課長から直接注意を行う。

・減点は、委託業務成績評定表及び委託業務成績評定通知書別表において、「その他(低入札価格調査における虚偽説明等による減点)」として記入するものとする。

(3) 低入札価格調査工事評定点減点のフロー



・業務完了時の提出資料について

※提出された資料は、そのままホームページに掲載します。

※提出後、提出資料について不備があった場合の業務評定点は下記のとおり扱いとなります。

・資料不備(該当項目記載なし、記載誤り)・理由のない再委託費の減額、配置減員

→ 口頭注意業務評定点を5点減点または文書注意業務評定点を10点減点